

# 仕 様 書

札幌市（以下「委託者」という。）と複写サービス提供事業者（以下「受託者」という。）との間で契約を締結する、「白石区保健福祉課複写サービス業務（単価契約）」の仕様について、次のとおり定める。

## 【複写サービス契約の趣旨】

- 1 この契約は、受託者が複写サービスを提供するに際し、委託者に適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、又複写サービスに必要な消耗品（用紙及びステイプルを除く。）を円滑に供給することにより、委託者がこれに対して複写サービス料金を支払うものとする。

## 【設置台数及び設置場所】

- 2 設置台数及び設置場所は、次のとおりとする。
  - (1) 設置台数 1台
  - (2) 設置場所 札幌市白石区南郷通1丁目南8-1（白石区複合庁舎2階）  
白石区保健福祉部保健福祉課

## 【契約期間】

- 3 契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
- 4 単年度契約とし、自動更新は行わないものとする。

## 【設置機種】

- 5 複写方式は、乾式静電転写方式であること。
- 6 型式は、コンソールタイプ（据え置き型）であること。
- 7 定型サイズ間における自動倍率選択による拡大・縮小機能及び25%から400%の拡大・縮小機能を有していること。
- 8 自動両面複写機能、自動用紙選択機能を有していること。
- 9 原稿が同時に100枚以上セットできる自動両面原稿送り装置を装備していること。
- 10 複写速度は、A4横（短辺送り）モノクロで1分間最大75枚以上であること。
- 11 月間の複写枚数が平均44,000枚程度の場合において、良好な複写品を安定して供給することができること（年間複写予定枚数524,000枚）。ただし、この予定数量は、令和5年実績と今後の業務量の見込みから算出したもので、本業務の履行にあたり保証するものではない。
- 12 複写機能、プリント機能、スキャン機能を持つ機器であること。
- 13 オフセット（部数単位の仕分け排紙）機能を有すること。
- 14 A4用紙50枚以上のホチキス留めが可能なステイプル用フィニッシャーを装着していること。
- 15 手差しを除く給紙は前面給紙方式であり、給紙枚数はA4サイズが1,500枚以上、その他のトレイが500枚以上とし、4段以上のトレイ（A4、A3、B5、B4）を装備すること。
- 16 手差しトレイにより、官製はがきからA3サイズまでの用紙を一度に100枚以上給紙できること。
- 17 ウォームアップタイムは30秒以下であること。また、ファーストコピータイムが3.5秒以下であること。

- 18 電源はAC100V・15A以下、最大消費電力は1.5kW以下であること。
- 19 設置機種種の最大寸法（ステイプル用フィニッシャーを装着し、手差しトレイ及び排紙トレイの延長部を格納した状態とする。）は、幅1450mm×奥行950mm以下であること。
- 20 イントラネットに接続することによりイントラネット端末から出力が可能であること。プルスキャン、プッシュスキャンのいずれの方法でも画像取り込みができること。
- 21 20に必要なドライバは受託者で用意すること。また、機械設定を反映させたドライバインストールマニュアルおよび画像取り込み手順書を紙媒体及び電子媒体で付帯すること。
- 22 イントラネットに接続する際は委託者のセキュリティポリシーを順守し接続すること。
- 23 ネットワークハードディスク機能（NAS）がない、もしくはOFFにできること。
- 24 無線接続機能が無い、もしくはOFFにできること。
- 25 書込み解像度は1200dpi×600dpi 以上で、階調は256 階調以上であること。
- 26 機器本体で利用枚数を把握できること。
- 27 複写機は、令和6年4月1日8時45分時点で正常に稼働できるように設置すること。また、契約期間終了後は、速やかに撤去すること。
- 28 設置する複写機は、必ずしも「工場出荷品（新品）」であることを要しない。
- 29 設置する複写機は、札幌市グリーン購入ガイドライン適合品（環境ラベル品又はグリーン購入法適合品）及び国際エネルギースタープログラム基準適合製品であること。
- 30 受託者の費用負担において、設置する複写機に対する動産総合保険に加入または同等の保証の適用を受けること。

#### 【複写サービス料金】

- 31 複写サービス料金は、複写品（モノクロ）1枚当たりの単価を定める。
- 32 月間最低複写サービス料金又は月間基本複写サービス料金の設定は行わない。

#### 【複写サービス料金の支払い】

- 33 複写サービス料金の支払いは、次のとおりとする。
  - (1) 複写サービス料金は、1か月間の複写枚数に複写品1枚当たりの単価（消費税及び地方消費税の額を含む。）を乗じて得た金額（1円未満の端数は切り捨て）とする。
  - (2) 受託者は、毎月末に当月分の複写品の数量を委託者の係員の確認を受けて算出し、その後速やかに委託者に書面により当月分の複写品の数量を含めた役務完了報告を行い、委託者の検査を受けること。また、検査に合格したときは、複写サービス料金（1円未満の端数は切捨て）を委託者の指定する請求書により委託者に対して請求することができる。
  - (3) 1か月間の複写枚数の算出にあたっては、1か月間の総複写枚数から、受託者の責めに帰するものと認められる原因で生じた不良複写品及び受託者の技術員が当該複写機器の保守により使用した複写品の枚数を控除するものとする。

#### 【複写機の保守及び消耗品の供給】

- 34 受託者は、複写機を委託者が常時正常な状態で使用できるように、定期的に技術員を設置場所に派遣し、点検及び調整を行わなければならない。

- 35 受託者は、複写機が故障した場合は、委託者の請求により、直ちに技術員を設置場所に派遣して点検及び調整を行い、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 36 受託者の作業の実施は、原則として、委託者の就業時間内に行うものとする。  
ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施する場合は、委託者と受託者とが協議のうえ、これを行うものとする。
- 37 受託者は、受託者の技術員の点検及び巡回又は委託者の通知に基づき、複写品質維持のために必要と認めたときは、感光体、デベロッパー等の消耗品を取り替えるものとし、また、その他の消耗品（用紙及びステイプルを除く。）で予備手持量の不足を知ったときは、当該消耗品を供給するものとする。

#### 【その他】

- 38 設置等の費用は本契約の付帯業務として受託者が負担すること。

#### 【連絡先】

白石区保健福祉部保健福祉課 （担当）川名

電話 011-861-2443（直通）

メールアドレス [sh.hokenfukushi-keiyaku@city.sapporo.jp](mailto:sh.hokenfukushi-keiyaku@city.sapporo.jp)